

平成28年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(防災減災・低炭素化自立分散型エネルギー設備等導入推進事業)
の概要

【公募】

平成28年11月

一般社団法人 環境技術普及促進協会

- 1 . 補助金の目的と性格
- 2 . 公募する事業の対象
- 3 . 補助金の交付を申請できる者
及び補助事業期間
- 4 . 補助対象事業の選定
- 5 . 応募に当たっての留意事項
- 6 . 応募方法について
 - その他留意事項
〈ご参考〉

【目的】

本事業は、地域防災計画等に位置づけられた防災拠点、避難施設及び災害時に機能を保持すべき公共施設等に対して、再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備等を活用した災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムの導入事業に要する経費の一部を補助する事業に補助金を交付することにより、平時における地域の低炭素化を実現しつつ、防災・減災に資する自立分散型エネルギーシステムを導入することを目的とします。

【性格】

本補助金の執行は、法律及び交付要綱等の規定により適正に行うこと。

- 法律：「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」
(昭和30年法律第179号)

【要件】

地域防災計画等に位置づけられた防災拠点、避難施設及び災害時に機能を保持すべき公共施設等に対して、再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備等を導入する事業とし、対象とする施設等は別表第1のとおりとし、対象とする設備は別表第2に示すものであって、災害時においても、別表第1の施設等に対して自立分散型の安定したエネルギー供給を行う機能を有する設備を対象とする。

イメージ

防災拠点への再エネ導入事業の例



間接補助金の交付の申請者が所有する施設等であって、**防災拠点等であることが地域防災計画又はそれに準じる計画等で定められ、かつそれらに必要な耐震性を有する施設等とする。**

※以下が対象とする施設等の例示

| | |
|------|--|
| 防災拠点 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害応急活動施設等 ①庁舎・行政機関施設、②警察本部・警察署等、 ③消防本部・消防署等、④ 医療機関・診療施設、 ⑤物資拠点（集積・搬送等）・防災倉庫 ※その他、協会が認める施設等 |
| 避難所 | <ul style="list-style-type: none"> ● 避難所・収容施設等 ①県民会館・市民会館・公民館、②学校等文教施設、 ③体育館等スポーツ施設、④博物館等の社会教育施設、 ⑤社会福祉施設、⑥公園・防災公園、 ⑦観光交流施設（道の駅等） ※その他、協会が認める施設等 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ● 上記の他、協会が認める災害時に地域住民の生活等に不可欠な機能を有する施設等 |

| 区分 | 内容 |
|---|---|
| <p>①防災減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備及びコジェネレーションシステム</p> | <p>①防災減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備 原則として、太陽光、風力、小水力、地中熱、廃熱や地熱、バイオマス資源、太陽熱、雪氷熱などの再生可能エネルギーや未利用エネルギーを利活用する発電設備及び熱供給設備 ※ただし、廃棄物処理施設への未利用エネルギーを利活用する発電設備及び熱供給設備の導入は対象外</p> <p>②コジェネレーションシステム エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置。ただし、BOS（停電対応）仕様のものに限る。以下省エネルギー設備の内容欄に記載のコジェネレーションシステムについても同様。 ※その他、協会が認めるもの。</p> |
| <p>②省エネルギー設備 (※①の設備と併せて導入する場合に限る)</p> | <p>①高効率空調機器 対象施設内に設置するものであり、従来の空調機器に対して省エネ効果が得られるとともに、災害時に再生可能エネルギー発電設備、未利用エネルギー、コジェネレーションシステム及び蓄電池設備から電力又は熱の供給を受けて稼働する空調機器に限る。</p> <p>②高効率照明機器 対象施設内に設置するものであり、従来の照明機器に対して省エネ効果が得られるとともに、災害時に再生可能エネルギー発電設備、コジェネレーションシステム及び蓄電池設備から電力の供給を受けて稼働する照明機器に限る。 ※その他、協会が認めるもの。</p> |
| <p>上記に付帯する設備 (※上記の設備と併せて導入する設備)</p> | <p>①蓄電池設備 据置型（定置型）に限る。</p> <p>②配管等 ※その他、協会が認めるもの。</p> |

| 1. 補助事業 | 2. 補助対象経費 | 3. 基準額 | 4. 補助率 |
|------------------------------|---|------------|-----------------------------|
| 防災減災・低炭素化自立分散型エネルギー設備等導入推進事業 | 補助事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費及び事務費であって別表第5に掲げる経費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費 | 協会が必要と認めた額 | 3 / 4 ~ 1 / 2 詳細は別表第4による |

補助対象経費の区分は「公募要領」別紙（p19～p22）を参照。

| | | |
|--|--|---|
| 区分 事業者 | ①防災減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備及びコジェネレーションシステム 及びそれらに付帯する設備(蓄電池等) | ②省エネルギー設備 対象施設内の高効率空調、高効率照明等 及びそれに付帯する設備(配管等) (①の設備と合わせて導入する場合に限る) |
| 財政力指数※ 0.8未満の 地方公共団体 | 3/4補助 | 2/3補助 |
| 財政力指数※ 0.8以上の 地方公共団体 又はその他の法人 | 2/3補助 | 1/2補助 |

※財政力指数…総務省公表資料「全市町村の主要財政指標」に基づく。

【補助金の交付を申請できる者】

補助金の交付を申請できる者は、地域防災計画等に位置づけられた防災拠点、避難施設及び災害時に機能を保持すべき公共施設等を所有する地方公共団体及びその他の法人とする。

※ 地方自治法上の普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（特別区及び地方公共団体の組合（広域連合、一部事務組合））のことを指します。

【補助事業期間】

補助事業期間は原則として平成28年度内とします。

なお、本予算は、財政法（昭和22年法律第34号）第14条の三に規定する繰越明許費として、国会の議決を経ております。ただし、繰越明許手続きについては、財務大臣の承認を得る必要があり、今後、環境省において当該手続きを必要に応じて行う予定としております。

審査のチェックポイント

① 事業概要

平時における地域の低炭素化の実現や自立分散型エネルギーシステムの導入の意義を理解しているか。補助対象事業を基にした今後の発展が期待できるか。

② 対象施設

地域防災計画等において、防災拠点、避難施設等として定められているか。施設の耐震性が確認できるか。

③ 対象設備

対象設備の設備要件が満たされており、適当と認められる設備か。対象施設等に対して、災害時においても、自立分散型の安定したエネルギー供給を効率的に行う機能を有するか。補助対象設備の規模及び導入量が明らかに過大又は過小ではないか。

④ 実施体制等

進捗管理、経理、書類作成など事業を確実に遂行できる実施体制となっているか。資金調達計画に無理がなく、事業遂行上問題がないか。設備の保守点検管理を含めた適切な維持管理体制が整備、構築されているか。

＜地方公共団体以外による事業の場合のみ＞

地方公共団体との連携体制が構築されているか、又は構築の見込みがあるか。

審査のチェックポイント

⑤ 事業実施に関するその他の事項

当補助金と、国からのその他の補助金等を同一の対象に併用する予定としていないか。特にGPP事業で採択された者で、その普及方針に位置付けられる事業となっていないか。

事業進捗上、許認可や権利関係の調整をする必要があるか。ある場合は、当該調整が進んでおり、事業遂行上問題がないか。

事業により他の環境問題を引き起こす恐れがないか（懸念がある場合、対応ができていないか）。

⑥ 事業スケジュール

スケジュールが明確に示されているか。

⑦ 地方公共団体実行計画事務事業編の策定状況等

<地方公共団体の場合>

事務事業編が策定済みであるか、未策定の場合は3年以内に策定予定であるか。

<地方公共団体以外の場合>

対象施設の所在地の地方公共団体が、事務事業編を策定済みであるか、未策定の場合は3年以内に策定予定であるか。

⑧ 普及効果

事業がもたらす地域への貢献（他施設や他の自治体への水平展開や地域住民への副次的効果などの普及啓発を含む）が高い取組か。

審査のチェックポイント

⑨ エネルギー起源CO2排出削減効果

対象設備のCO2削減量（t-CO2/年）及び削減率（%）が明記されているか。設備導入によるエネルギー起源CO2削減量及び削減率や費用対効果（1t-CO2あたりのコスト）の高い取組か。

⑩ 平時における役割

設備を導入する施設の平時において果たす他用途かつ副次的効果等への活用は見込めるか。継続的かつ適切な保守管理・活用が見込めるか。

⑪ 地域特性

受け入れることを想定している避難者の居住する区域が、孤立可能性集落、土砂災害危険性地域、浸水被害危険性地域、その他災害に関する被害が想定されている地域に該当する事業か。

⑫ 設備の導入実績

自立・分散型エネルギーシステム導入に際する実績（これまでの防災拠点・避難施設等への補助対象設備の導入の実績の有無）。

⑬ 財政力指数

自立・分散型エネルギーシステム導入に際する財政面への配慮（導入する自治体の財政力指数）。

⑭ BCP(業務継続計画)

BCP(業務継続計画)を策定済みであり、かつ、当該計画と補助事業の実施に関連性があると認められるか。

審査のチェックポイント

【経費内訳】

① 補助対象経費等

補助対象経費内訳、見積書、計算書等の積算値は正しいか。補助設備及び補助対象経費の範囲設定は適切か。利益等排除の対象となるものはないか。補助基本額、補助金所要額は正しいか。

【その他】

- ① 事業の継続性（**地方公共団体以外による事業の場合のみ**）
- ② 施設の収容人数
- ③ 自家発電設備の有無

なお、応募要件を満たす提案であっても、提案内容によっては、付帯条件を設定、補助額を減額又は不採択とする場合もありますのでご了承ください。審査完了次第、結果は通知しますが、審査結果に対するご意見は対応いたしかねます。

また、補助対象となる再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備等及びそれらの付帯設備の設置に当たっては、各種法令の許可等を得て適切に行ってください。

審査は、外部有識者による審査委員会を経て実施されるものであり、応募に当たって当協会、環境省幹部・担当者等へ採択の陳情等を行うことは一切意味を持ちません。また、採択・不採択の感触を照会する等の行為についても、厳に慎んでください。

【補助対象とはならない経費】**<補助対象外経費の代表例>**

- ・ 事業に必要な用地の確保に要する経費
- ・ 建屋の建設（簡易なものを除く。）にかかる経費
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- ・ 既存施設・設備等の撤去費
- ・ 補助対象設備以外のオプション品の工事費・購入費等
- ・ その他事業の実施に直接関連のない経費

【補助対象経費】

事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限り（補助対象経費の区分は別表第3参照）。

＜補助対象経費の範囲＞

補助事業を行うために必要な工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)、設備費及び事務費

- * 1 : 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合が事業を実施する場合は、常勤職員の人件費及び共済費を除きます。
- * 2 : 設備費、工事費について
エネルギー起源CO₂の削減に直接資する設備が補助対象となります。また、付帯工事については、本工事に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲に限り、例えば既存設備の撤去・移設等は対象外となります。
- * 3 : 消費税の取り扱いについて
地方公共団体と地方公共団体以外の申請者では消費税の取扱いが異なります（地方公共団体及び個人以外の申請者については、消費税分は補助対象外です）。
詳細については、「別添5 補助金に係る消費税等の仕入控除について」を参照願います。

補助対象経費の区分は「公募要領」別紙（p19～p22）を参照。

【維持管理】

導入した設備等の取得財産は、設備所有者または設備管理者の責任の下で適切な維持管理が講じられているものとし、導入に係る各種法令を遵守してください。

【二酸化炭素削減効果等の把握及び情報提供】

対象事業の実施により削減される二酸化炭素の量、再生可能エネルギー発電設備の発電量や蓄電池システムの運用の状況、その他事業から得られた情報を協会の求めに応じて提供すること。

【事業報告書の作成及び提出】

補助事業実施者は、実施要領に従い、補助事業の完了した日からその年度末までの期間及び**その後3年間の期間について**、毎年度、年度末までに当該補助事業による過去1年間(補助事業の完了した日の属する年度については、補助事業を完了した日からその年度末までの期間)の二酸化炭素削減効果等について、別途示す様式により**事業報告書を環境大臣に報告**してください。補助事業者は、前記の報告書の証拠となる書類を当該報告書に係る年度の終了後3年間保存する必要があります。

なお、3年間の期間終了後に提出する事業報告書においては、当該事業の費用対効果、当該施設の利用状況等を含めたものとしてください。

【応募書類概要】

ア. 応募申請書【様式1】

※補助事業を2者以上で実施する場合は、代表事業者が申請してください。

イ. 実施計画書【別紙1】

※補助要件を確認できる書類（設備のシステム図、配置図、仕様書、記入内容の根拠）等の資料を必ず添付してください。

ウ. 経費内訳【別紙2】

※金額の根拠書類（見積書・計算書）等を参考資料として添付してください。

別表第2の①再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備及びコジェネレーションシステムと②省エネ設備とで補助率が異なります。

また、財政力指数により、補助率が異なります。財政力指数に応じて別紙2-1と2-2のどちらかを提出ください。

エ. 地方公共団体推薦書【別紙3】（申請者が地方公共団体以外の場合）

オ. プロジェクト概要書【別紙4】（申請者が地方公共団体の場合）

カ. ハード対策事業計算ファイル【別添1】

ハード対策事業計算ファイルは、導入予定の設備ごと(省エネ設備(照明、空調等)、再エネ(太陽光、風力、バイオマス等) に作成してください。作成方法は「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<初版> 」と「【防災減災】ハード対策事業計算ファイル作成について」を参照してください（協会HPに掲載）。

また、ハード対策事業計算ファイルと別に設備ごとの【CO2削減量】、【CO2削減率】及び【費用対効果】を整理した表も作成してください。

【応募書類概要（続き）】

- キ. 民間団体が代表事業者として申請する場合は、【別添2】「経理的基礎等に関する提出書類」
- ク. 予算書抜粋表【別添3】（申請者が地方公共団体のみ）
- ケ. 代表事業者（共同事業者ある場合はそれを含む。）の企業パンフレット等、定款又は寄付行為、行政機関から通知された許可書等の写し
- コ. その他参考資料
- サ. 暴力団排除に関する制約事項【別添4】
- シ. 提出書類チェックリスト【別添6】

※ なお、所有者たる申請者が同一である複数の施設に関する応募をされる場合、まとめて申請してください。ただし、その場合、様式1（表紙）、別紙3（地方公共団体推薦書）、別紙4（プロジェクト概要書）は同一でよいが、別紙1（実施計画書）、別紙2（経費内訳）及びそれらの添付資料等は施設（防災拠点・避難施設単位）毎に書類を作成の上、提出してください。

＊年度内で事業が終了しないと判断される場合

環境省では、今後、2カ年（交付決定日～平成30年2月末日までの期間）にわたる事業実施が可能となるよう繰越承認申請手続を行う予定です。

お手数ですが、事業が平成29年2月末までに完了しない可能性がある」と申請者が判断される場合は、上記の書類（【別紙1】～【別添6】）について、「平成29年2月末で完了する場合」とは別に、「平成29年2月末までに完了しない場合」の書類（【別紙1】～【別添6】）を作成し、平成29年2月末までに事業完了しない場合として想定される理由書（任意自由記載）を付して提出いただきますようお願い致します。

なお、上記の書類（【別紙1】～【別添6】）のうち、「平成29年2月末で完了する場合」と「平成29年2月末までに完了しない場合」とで**内容が同一のものは**、「平成29年2月末で完了する場合」の書類として提出いただければ、「平成29年2月末までに完了しない場合」の書類としては**提出を省略**いただいで差し支えありません。

経費内訳【別紙2】の記載方法

- **財政力指数により、補助率が異なります。**
財政力指数に応じて、別紙2 - 1 又は 2 - 2 を提出ください。
- ① 防災減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備及びコジェネレーションシステムと
② 省エネルギー設備
との費用が判るように記載ください。

この数字を
(8) に記載
ください

| | | | | |
|------|----------|--------------------------------------|--|-------------------------|
| 所要経費 | (1) 総事業費 | (2) 寄付金その他の収入 | (3) 差引額 (1) - (2) | (4) 補助対象経費 支出予定額 |
| | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | (5) 基準額 | (6) 選定額 (4) と (5) を比較し て少ない方の額 | (7) 補助基本額 (3) と (6) を比較し て少ない方の額 | (8) 補助金所要額 (7) × 補助率 |
| | 円 | 円 | 円 | 円 |

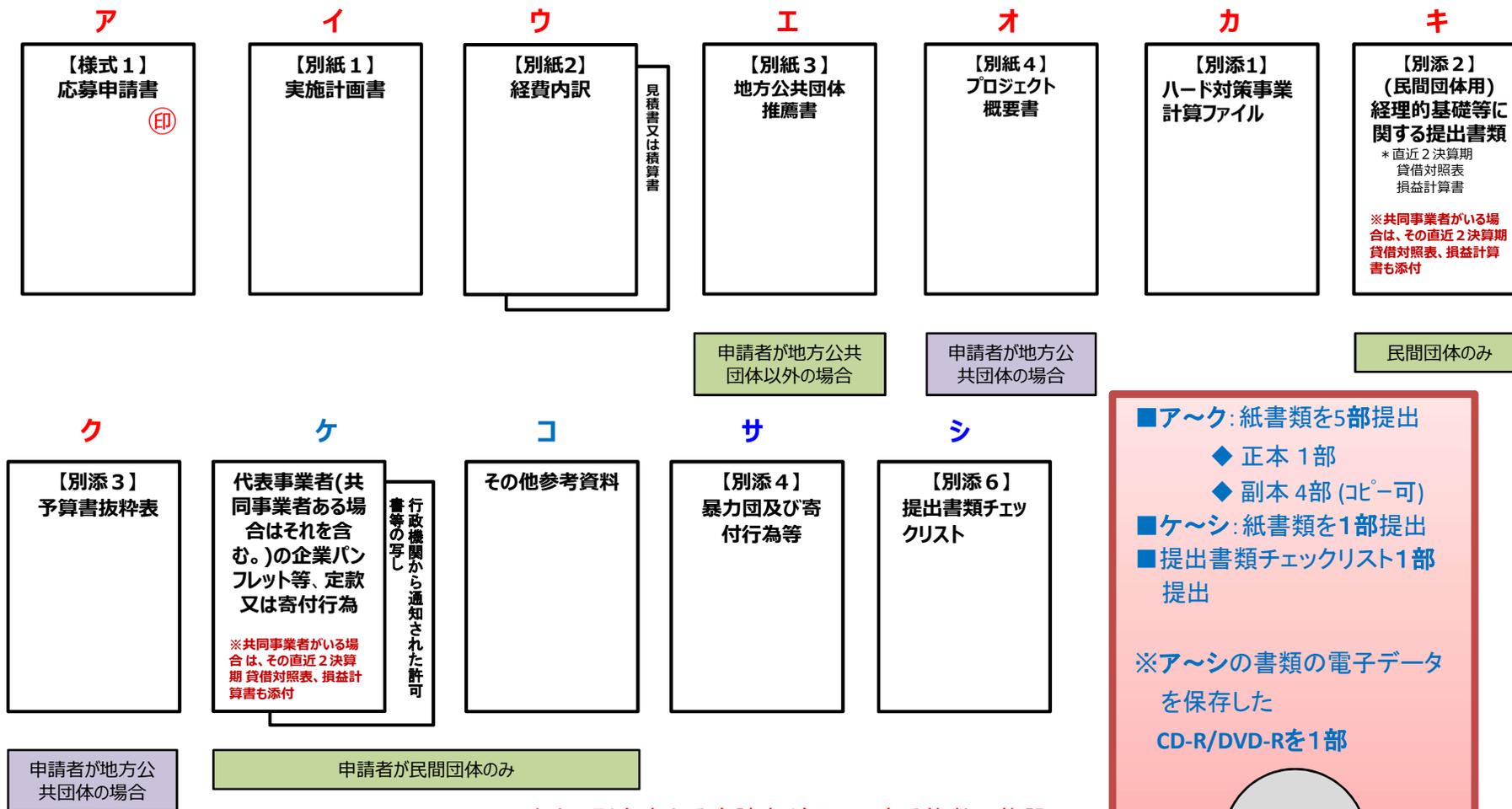
| 補助対象経費支出予定額内訳 | | |
|----------------------|------------|--|
| 経費区分・費目 | 金額 | 積算内訳 |
| (記載例) | | |
| ① 再生可能エネルギー設備 工事費 | 〇〇〇 〇〇〇 | 材料名 (数量) × (単価) = 金額 * ①再生可能エネルギー設備と②省エネ設備の費用を分けて記載すること。 * 工事業者、納入業者等からの見積書の内訳を交付規程別表第2, 第3に掲げる事業の区分、費目、細分、内容に準拠し記載すること。 |
| 本工事費 | 〇〇〇 | |
| 材料費 | 〇〇〇 | |
| 現場管理費 | 〇〇〇 | |
| 一般管理費・ | 〇〇〇 | |
| 付帯工事費 | 〇〇〇 | |
| 機械器具費 | 〇〇〇 | |
| 設備費 | 〇〇〇 | |
| 事務費 | 〇〇〇 | |
| (小計) | 〇〇〇 | |
| ② 省エネ設備 | 〇〇〇 | |
| (小計) | 〇〇〇 | |
| 合 計 | 円 | |

| 購入予定の主な財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの) | | | | | |
|---------------------------------------|----|----|----|----|--------|
| 名称 | 仕様 | 数量 | 単価 | 金額 | 購入予定時期 |
| | | | | | |

(注1) 本内訳に、見積書・計算書等を添付する。
 (注2) 上記(8) 補助金所要額にて補助率が複数となる場合、対象額の内訳を下記に記載すること

| | | |
|-------------|-----------------|------------------|
| | (7) 補助基本額の内訳(円) | (8) 補助金所要額の内訳(円) |
| 補助率 3/4 対象額 | | |
| 補助率 2/3 対象額 | | |
| 合計 | | |

【応募書類・提出部数】



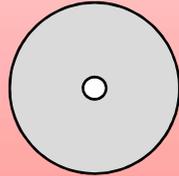
■ア～ク: 紙書類を5部提出

- ◆ 正本 1部
- ◆ 副本 4部 (コピー可)

■ケ～シ: 紙書類を1部提出

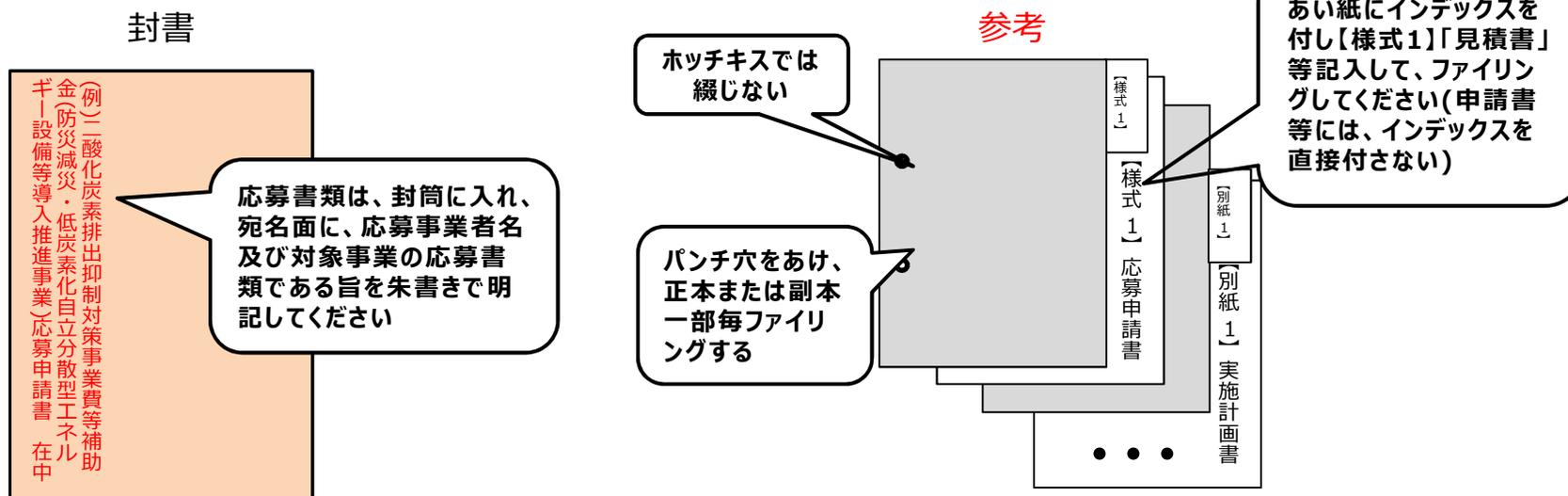
■提出書類チェックリスト1部
提出

※ア～シの書類の電子データ
を保存した
CD-R/DVD-Rを1部



※なお、所有者たる申請者が同一である複数の施設に関する応募をされる場合は、イ別紙1(実施計画書)、ウ別紙2(経費内訳)及びそれらの添付資料等は施設(防災拠点・避難施設単位)毎に書類を作成の上、提出してください。

【提出方法】 郵送または持参



【提出期間・提出先】

平成28年 11月30日 (水) 17時 必着

一般社団法人 環境技術普及促進協会

「防災減災・低炭素化自立分散型エネルギー設備等導入推進事業」担当宛

〒534-0024 大阪市都島区東野田町2-8-31 サンプラザビル京橋7階

<ご注意> 提出期間以降に協会に到着した書類のうち、遅延が協会の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けません。十分な余裕をもって応募してください。

【お問い合わせ先】

お問い合わせは、電子メールを利用し、メール件名に以下の例のように応募者名及び応募予定の事業名を記入してください。

<メール件名記入例>

【〇〇〇市】防災減災・低炭素化自立分散型エネルギー設備等導入推進事業について問い合わせ

<お問い合わせ先>

一般社団法人環境技術普及促進協会

メールアドレス：eta3h28@eta.or.jp

【お問い合わせ期間】

平成28年11月25日（金）まで

※また、お問い合わせ期間を過ぎた質問の回答は、いたしかねます。

1. 基本的な事項

本補助金の交付は、平成28年度の範囲内で交付するものとし「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等によることとします。万が一、これらの**規定が守られない場合は、事業の中止、補助金の返還**などの措置がとられることがあります。

2. 補助金の交付

(1) 交付申請

公募により選定された補助事業者には補助金の交付申請書を提出していただきます。

補助金の対象となる費用は、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度中に支払が完了するものになります。

(2) 協会は提出された交付申請で厳正に審査し交付の決定を行います。

(3) 事業の開始

補助事業者は協会から**交付決定を受けた後、事業を開始**することになります。

(なお、工期等の諸事情により早期開始が必要なものについてはご相談ください)

補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するに当たり以下を注意願います。(原則)

- ・ 契約・発注日は協会の交付決定日以降であること。
- ・ 補助事業の遂行上著しく困難又は不適當である場合を除き、競争原理が働くよう手続きによって相手先を決定すること。
- ・ 当該年度に行われた委託等に対して当該年度中（出納整理期を含む。）に対価の支払及び精算が行われること。

(4) 補助事業の計画変更

補助事業者が補助事業内容を変更しようとするとき（ただし、軽微な変更を除く。）は、補助金計画変更申請書を協会に提出する必要があります。

3. 補助金の経理等について

(1) 補助金の経理等について

補助事業の経費については、帳簿及びその他の証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。[交付規程 第8条 第八号]

(2) 実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、**事業終了後30日以内あるいは当該年度3月10日のいずれか早い日までに実績報告書を協会宛て提出**していただきます。

提出された実績報告書及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の実施成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し事業者に確定通知します。

なお、補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上します。

※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

(3) 補助金の支払い

補助事業者は、協会から確定通知を受けた後、精算払い請求書を提出いただき、その後協会から補助金を支払います。

(4) 取得財産の管理

補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については取得財産管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、**財産を処分（補助金の交付の目的（補助金の交付申請書及び実施計画書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保等に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ協会の承認を受ける必要があります。**

その際、場合によっては補助金の返還が必要になることがあります。なお、補助事業により整備された機械、器具、設備その他の財産には、**環境省**による補助事業である旨明示しなければなりません。

【圧縮記帳】

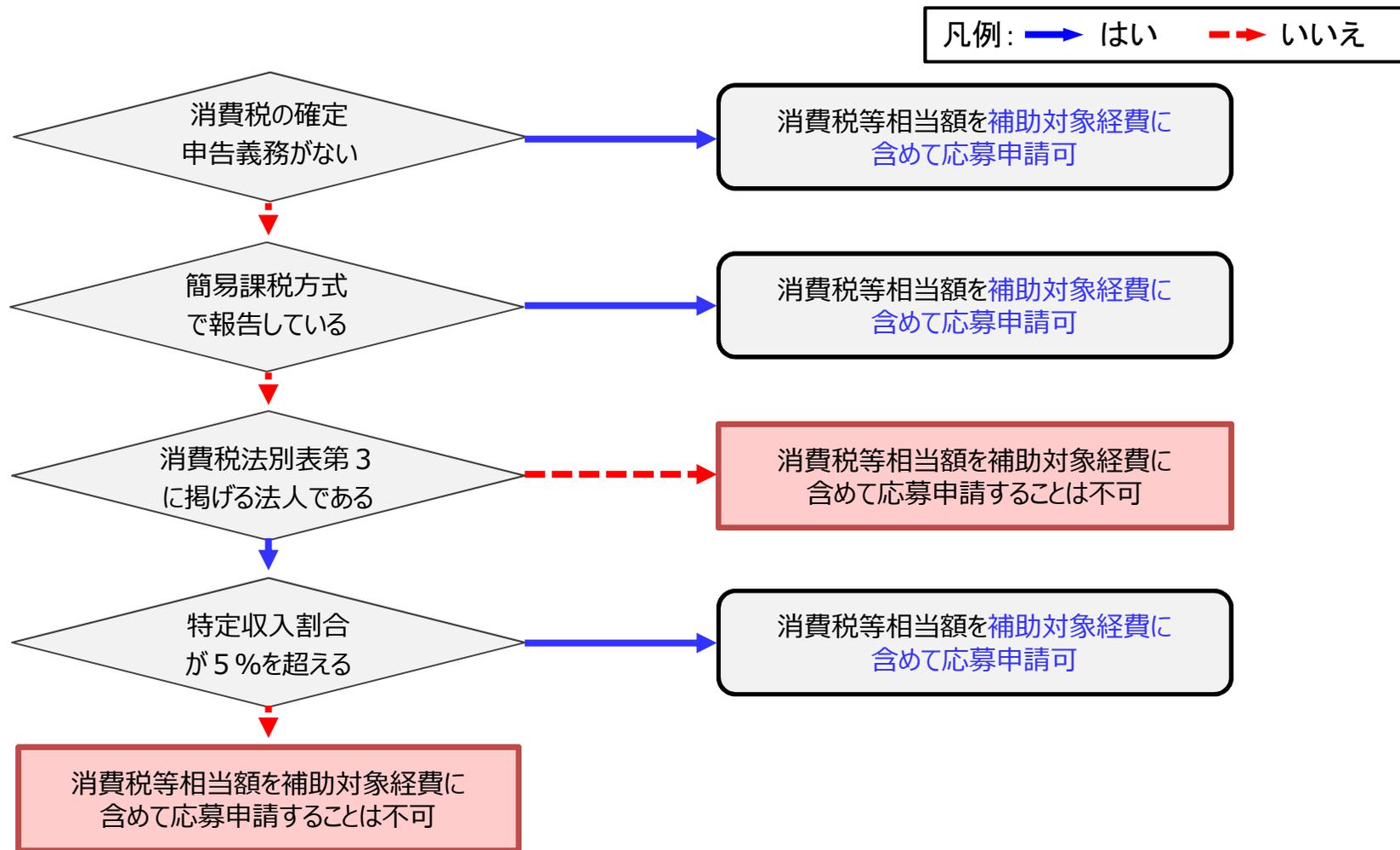
補助事業者が法人の場合、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入(圧縮記帳の規定(法人税法 第42条))の適用を受けることができる。なお、規定の適用を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となるので、所轄の税務署等にご相談ください。

【消費税、地方消費税の取り扱い】

消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。「交付規定 第4条 第2項」

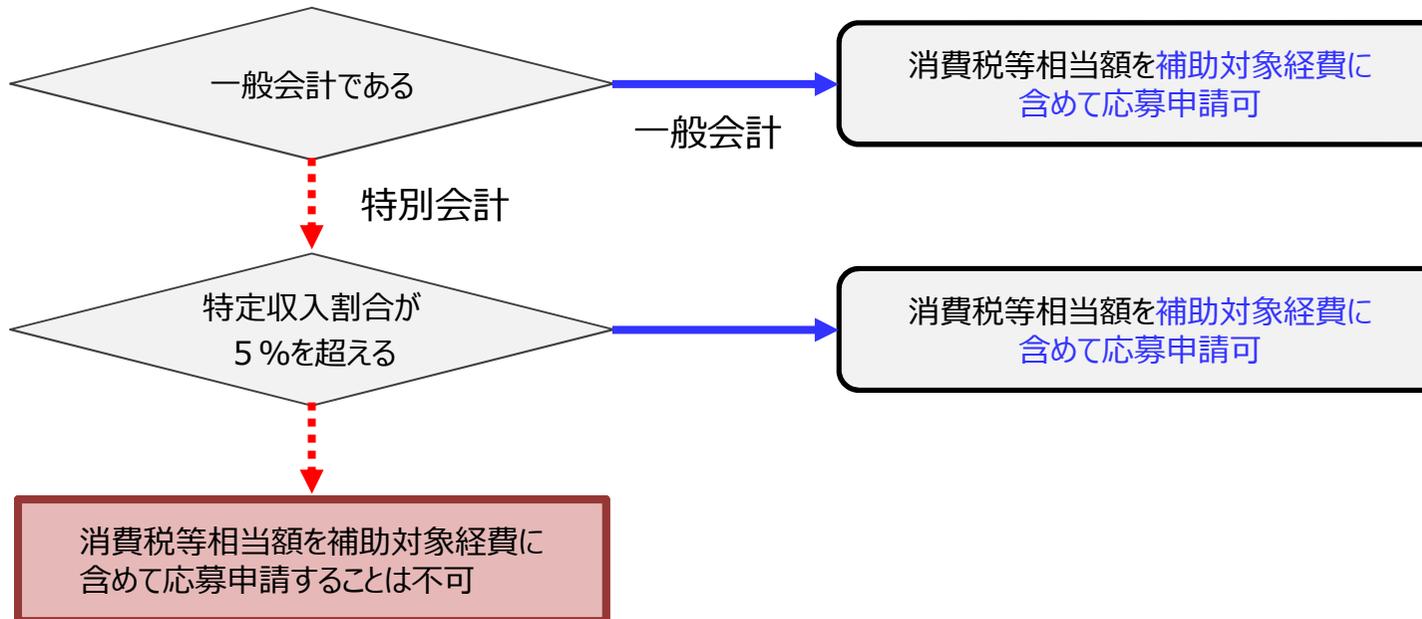
ただし、**補助対象経費に含めて応募申請できる場合**もあります。

【地方公共団体以外】消費税等相当額 補助対象判断フローチャート

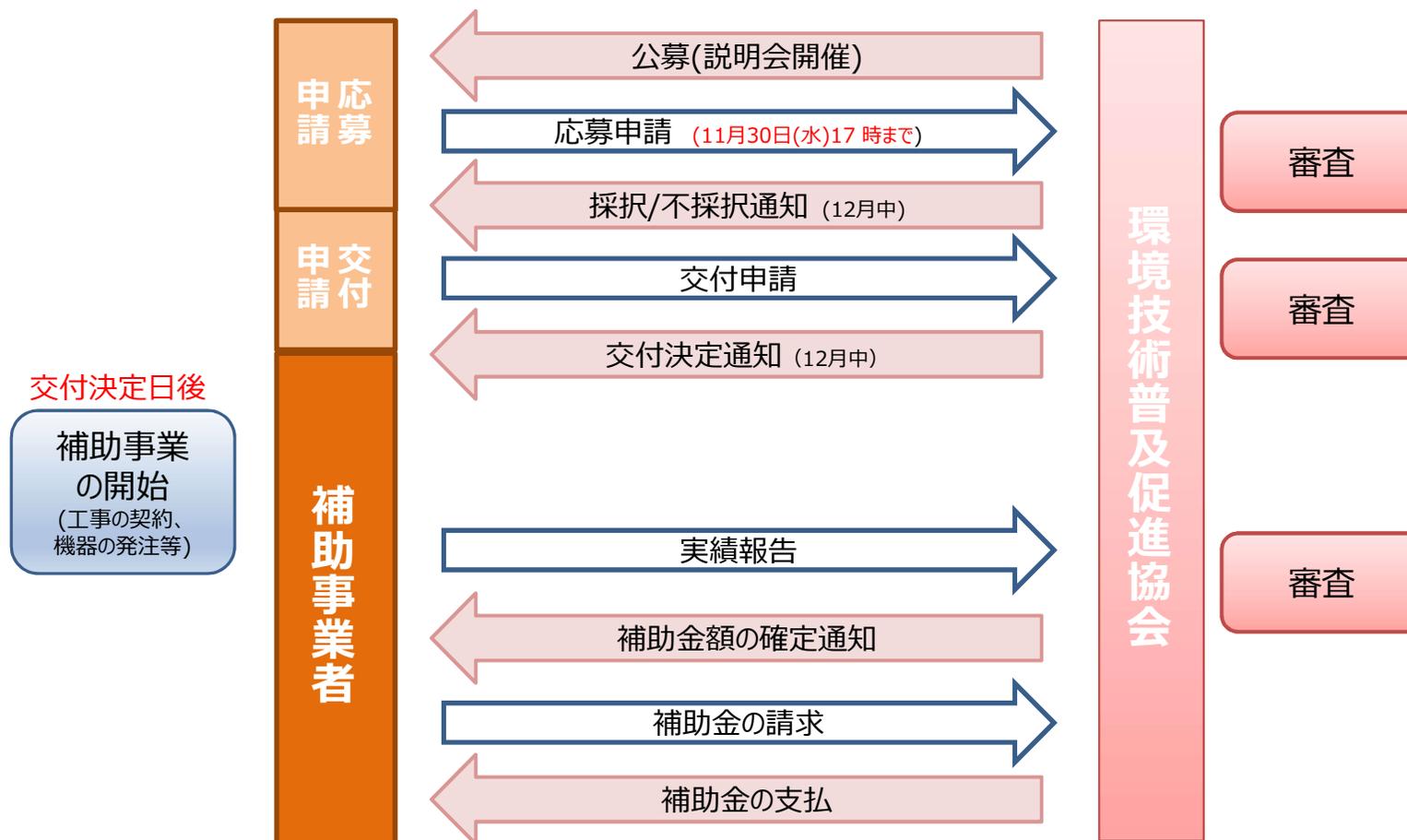


【地方公共団体】消費税等相当額 補助対象判断フローチャート

凡例： → はい → いいえ



〈ご参考〉補助事業の流れ - 1



【ご注意】

- 採択通知後、改めて交付申請書を提出いただき、審査のうえ協会から交付決定通知を行います。[公募要領 p13]
- 補助事業は、**交付決定日後** (採択通知後ではない) に開始願います。
[公募要領 p13]
- 交付決定日前に発注等を行った経費は、補助対象になりません。
[公募要領 p2]

